

敦賀市での定住を支援します 【定住促進住宅改修等支援事業】

市では、子育て世帯と市への移住者に対して、定住促進住宅改修等支援事業を行っています。

3世代ファミリー定住支援事業

①住宅取得補助

▶対象

市外在住の子育て世帯*と、その親世帯が同居または近居するために、市内で一戸建て住宅を取得（新築・購入）する方

*子育て世帯…申請時点で、夫婦いずれもが満50歳未満、または夫婦と18歳以下の未就労者である子どもがいる世帯

▶補助内容

取得金額の2分の1（上限25万円）

※土地代除く

※敷地面積が200㎡以上で近居する場合は上限30万円、中古住宅を購入して近居する場合は上限50万円

②住宅リフォーム補助

▶対象

市外にお住まいの子育て世帯と、その親世帯が同居するために市内に所有している一戸建て住宅のリフォームや増築をする方

▶補助内容

対象工事費の2分の1（上限90万円）



子育て世帯と移住者への住まい支援事業

①空き家の購入補助

▶対象

空き家を購入する子育て世帯*1
または移住者*2

▶補助内容

空き家購入金額の3分の1（上限50万円）
※土地代除く

②空き家リフォーム補助

▶対象

購入または賃借した空き家をリフォームする子育て世帯*1または移住者*2

*「空き家」は「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登録されている一戸建て住宅に限ります。

▶補助内容

対象工事費の3分の1（上限50万円）

*1 18歳以下の未就労者の子どもと同居している世帯

*2 次の①から③のいずれかに該当する方
①現在、県内に住所を有していない方
②県内に住所を有して2年以内の方
③県外から県内の大学等に進学し、県内企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方



＜定住促進住宅改修等支援事業の共通要件＞

募集期間 4月23日（月）から受付（先着順）※申請が予算額に達し次第、受付終了となります。

※カーテン・家具等の備品、電化製品の設置、外構工事等は対象となりません。

※「リフォーム補助」の対象は、20万円を超える工事に限ります。

※「新築」や「リフォーム」は交付決定の前に着工したもの、「購入」は4月23日以前に購入したものは対象となりません。

※上記以外の手続きについては、市ホームページをご覧になるか、下記までお問い合わせください。

空き家・空き地を所有されている方へ！「空き家・空き地情報バンク」へ登録しませんか？

敦賀市には、市内の空き家・空き地について、所有者の方から登録頂いた情報をもとに敦賀市ホームページから全国に向けて売却・賃貸情報を発信する「空き家・空き地情報バンク」制度があります。市内の空き家・空き地を所有されている方はバンクへの登録をぜひご検討ください。

登録の手続き等については住宅政策課までお問い合わせください。

各支援事業の問合せ・申込先 住宅政策課 ☎22-8141

4月23日(月)から募集開始！敦賀市の住まいに関する支援事業を紹介します

木造住宅の耐震化を支援します 【木造住宅耐震化促進事業】

地震はいつ起こるかわかりません。熊本地震で倒壊した住宅の多くが昭和56年5月末以前に建てられた木造住宅でした。市内の住宅のうち、約4,700戸は耐震性がないと想定されます。昭和56年5月末以前に建てられた住宅にお住まいの方は、自らの命、家族を守るために、住宅の耐震診断を受けましょう。

耐震診断と補強計画作成を支援します

①一般診断法

▶対象

昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅を、自ら居住するために所有されている方

▶補助内容 個人負担額10,000円
（耐震診断5,000円と補強計画5,000円）

②伝統診断法

▶対象

伝統的構法により建てられ、かつ建設後50年を経過した木造住宅を自ら居住するために所有されている方

▶補助内容 個人負担額23,760円
（耐震診断12,960円と補強計画10,800円）

※診断と計画作成はセットです。

※伝統診断法は申込みの前に、個人負担で古民家鑑定および床下インスペクション（床下の状態を専門家が診断する）を別途受けて頂く必要があります。

▶募集開始 ①、②ともに4月23日(月)から随時受付



木造住宅の耐震改修費用を補助します

▶対象

市の耐震診断及び補強計画を実施したもので、①または②のいずれかに該当する一戸建て木造住宅

①一般診断法による耐震診断の結果、診断評点が1.0未満と判定された住宅
②伝統診断法による耐震診断の結果、評価指数が30を超える住宅

▶募集戸数 5件

▶補助内容 補助金額 最大100万円
（対象工事費の80%以内）

▶募集期間 4月23日(月)～5月9日(水)

※申込みが多数の場合は、5月下旬に公開抽選予定。

空き家などを所有されている方へのお願い

空き家の管理は所有者の責任です。建物が老朽化し、倒壊や部材の落下等により近隣の建物や通行人などに被害を及ぼした場合、所有者は損害賠償などの管理責任を問われることがあります。日頃から定期的に空き家などの状態を点検し、危険な箇所は速やかに修繕を行うなど、危険を防止しましょう。



危険な空き家の除却を支援します 【老朽危険空き家除却支援事業】

適切な管理が行われていない空き家の解体を促進するため、老朽化し、危険な状態の空き家の除却に要する費用を助成します。

▶対象

次のすべてに該当する建築物の所有者または相続人

①老朽危険空き家であるもの（申込後に市職員が調査・判定を行う「不良度判定」の合計評点が100点以上である建築物）

②1年以上居住または使用されていない状態にあるもの

③所有関係が明確であり、差押えまたは、所有権以外の権利設定がされていないもの

▶補助内容 空き家の除却に要する費用の2分の1（上限50万円）

※除却に要する費用が20万円を超えるものに限りです。

※その他の要件については、市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

▶募集戸数 3戸

▶募集期間 4月23日(月)から受付（先着順）

※申請が予算額に達し次第、受付終了となります。